参考資料２

R8 第１回審議会(8/10)での主な論点と意見対応表

１.主な論点

（1）文京区景観計画見直し（素案）について
（2）文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）について

２.主な意見

議題（1）（2）の主な意見について整理した。

（1）文京区景観計画見直し（素案）について

❶根津・千駄木駅周辺の拠点除外と景観誘導

・都市マスタープランの見直しに伴い**根津・千駄木駅周辺が拠点から外れたことで、景観誘導の基準が薄まってしまう懸念**がある。谷根千は一体のアイデンティティを持つため、根津・千駄木が取り残されたような印象を受ける。根津・千駄木にも「歴史の重みや深み」を合わせた位置づけ（通称：保健所通りの歴史的な美術館建設など）や方向性を書き添えておくべきではないか。

❷施設名称の変更

・P.32 の写真説明文にある「新江戸川公園」は、現在は「肥後細川庭園」に名称が変わっているため修正すべき。

❸元町公園および旧元町小学校の計画への追加

・**震災復興公園として唯一当時の姿を完全に残す「元町公園」**は、昨年末リニューアルオープンし国指定名勝（文化財登録）に向けた手続きが進んでいる。隣接する「旧元町小学校」の改修と合わせて、**区の強い方針として景観計画内に写真や説明を先取りして入れるべき**ではないか。

❹「界隈性」の表現

・以前の景観ガイドライン等で表現されていた「谷根千界隈」のような**地域性や界隈性の記述**は、今回の見直しでどこに反映されたのか。

❺拠点基準図の視認性向上

・拠点基準の地図に道路が描かれておらず、千駄木や根津などの位置関係が非常に分かりにくい。**主要な道路は入れるべき**。

❻拠点基準と大規模建築物の基準の書き分け

・P.83 の大規模開発の手法（市街地再開発事業など）は一律に書かれているが、3,000 ㎡超の

大規模開発が想定されるのは一部の拠点（シビックセンター、飯田橋、御茶ノ水）に限られる。

・本郷三丁目や江戸川橋などの沿道型・中規模（500～600 ㎡程度）のエリアで、**容積率緩和により高いビルが建てばスカイラインが乱れる**。制度（容積率緩和）と景観誘導の整合がとれるよう、拠点の規模や開発実態に合わせて基準を書き分けるべきではないか。

❼【質問】根津景観形成重点地区の「木の素材感」の定義

・「木の素材感を意識した外装」という基準があるが、本物の木を推奨するのか、それとも精巧な代替建材（サイディングや木目プリント等）の仕様も認めるのか、確認したい。

❽普及啓発におけるコミュニティバス「ビーグル」の活用

・区内を走るコミュニティバス「ビーグル」に、人が滞留して賑わいを生む**ターミナル広場を整備して景観拠点**とできないか。また、バス自体を景観計画の啓発や地域資源の周知に役立ててはどうか。

❾防災と景観基準（木素材・看板）の両立

・「路地に花やプランターを置く」「木製の外装を推奨する」ことは、大地震時の避難障害（可燃物の放置）や火災のリスクを高める懸念がある。また、看板（特に 4m 未満の小規模な突き出し看板）の定期点検やワイヤー設置など、**防災を絡めた規制・方針**が必要ではないか。

（2）文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）について

❿自動販売機・電柱広告の追加

・業界の自主規制で配慮されているものはあるものの、**自動販売機や電柱広告が景観上問題**と感じている。

⓫「情報・デザインに関する表現」の曖昧さと判断プロセス

・現行基準ではあるが、「メリハリをつけたデザイン」や「細めのフォントを用いる」といった文言は曖昧で主観的であり、**専門知識のない一般の申請者には分かりづらい**。何をもって良しとするかの判断プロセスが見えにくい。

⓬【質問】デジタルサイネージのサイズ制限

・デジタルサイネージの「サイズ」に関する具体的な「数値的な制限」は存在するのか、それとも無制限なのか。

⓭【質問】サイネージの「音」の規制に関する文言

・「原則として音は出さない」とあるが、「原則として」という表現が使われているのは、何か例外があるのか。

３.令和８年度第２回景観づくり審議会小委員会の主なご意見に対する対応

項目		意見	対応（案）
1	文京区景観計画の見直しについて	**●根津・千駄木駅周辺の拠点除外と景観誘導** 都市マスタープランの見直しに伴い根津・千駄木駅周辺が拠点から外れたことで、景観誘導の基準が薄まってしまう懸念がある。谷根千は一体のアイデンティティを持つため、根津・千駄木が取り残されたような印象を受ける。根津・千駄木にも「歴史の重みや深み」を合わせた位置づけ（通称：保健所通りの歴史的な美術館建設など）や方向性を書き添えておくべきではないか。	○拠点基準からは外れるが、区内全域に適用される「一般基準」に加え、根津・千駄木地域には「下町風情あるまち基準」が適用されており、下町風情への配慮は引き続き求めていく。 ○都市マスタープランで新たに根津・千駄木駅周辺に位置づけられた「下町交流ゾーン」を反映し、「下町風情あるまち基準」を拡充するかたちで、地域特性を踏まえた景観誘導をしっかり指導・位置づけていく。
2		**●施設名称の変更** P.32 の写真説明文にある「新江戸川公園」は、現在は「肥後細川庭園」に名称が変わっているため修正すべき。	○指摘箇所について修正する。また、大幅な変更を伴わない文言の調整や軽微な修正については、パブリックコメント前の段階でも対応可能として調整する方針である。
3		**●元町公園および旧元町小学校の計画への追加** 震災復興公園として唯一当時の姿を完全に残す「元町公園」は、昨年末リニューアルオープンし国指定名勝（文化財登録）に向けた手続きが進んでいる。隣接する「旧元町小学校」の改修と合わせて、区の強い方針として景観計画内に写真や説明を先取りして入れるべきではないか。	○現在、文化庁への登録に向けた具申手続き中だが、現段階では正式な登録がない。景観計画は確実に指定されたものに対して周囲の建築行為への基準（P.61「歴史・文化的な建築物等の周囲の基準」）を適用するのが適正な段取りであるため、指定が確定してからの対応としたい。ただし、同時並行で確認し、最終案までに指定がなされていれば書き込むことは可能。
4		**●「界隈性」の表現** 以前の景観ガイドライン等で表現されていた「谷根千界隈」のような地域性や界隈性の記述は、今回の見直しでどこに反映されたのか。	○景観計画本編に直接書き込むことは難しいが、今回、計画の後ろの「資料編」を「別冊」として切り離す予定。これとは別に、一般向けに景観基準を分かりやすく解説する「手引き」を予定しており、その中で地域の特性や「界隈性」について解説・紹介する。
5		**●拠点基準図の視認性向上** 拠点基準の地図に道路が描かれておらず、千駄木や根津などの位置関係が非常に分かりにくい。主要な道路は入れるべき。	○道路を入れて分かりやすくなるよう調整・改善を行う。

6	文京区景観計画の見直しについて	**●拠点基準と大規模建築物の基準の書き分け** P.83 の大規模開発の手法（市街地再開発事業など）は一律に書かれているが、3,000 ㎡超の大規模開発が想定されるのは一部の拠点（シビックセンター、飯田橋、御茶ノ水）に限られる。 本郷三丁目や江戸川橋などの沿道型・中規模（500～600 ㎡程度）のエリアで、容積率緩和により高いビルが建てばスカイラインが乱れる。制度（容積率緩和）と景観誘導の整合がとれるよう、拠点の規模や開発実態に合わせて基準を書き分けるべきではないか。	○計画上、3,000 ㎡超のものには加重された厳しい基準を設けており、中規模のものについては既存の基準やアドバイザーによる指導等で対応できていると考えている。 ○２段階の規模の基準に加えて、今回大規模な再開発事業等による大規模建築物の基準を設けたところである。なお、指摘を踏まえてどういった対応が可能か検討する。
7		**●【質問】根津景観形成重点地区の「木の素材感」の定義** 「木の素材感を意識した外装」という基準があるが、本物の木を推奨するのか、それとも精巧な代替建材（サイディングや木目プリント等）の仕様も認めるのか、確認したい。	○基本は「本物の木」の活用を推奨するが、耐火上の制限やメンテナンス、コスト事情で使えない場合は、木の素材感を美しく表現した代替建材の使用も許容し、柔軟な運用を行う。
8		**●普及啓発におけるコミュニティバス「ビーグル」の活用** 区内を走るコミュニティバス「ビーグル」に、人が滞留して賑わいを生むターミナル広場を整備して景観拠点とできないか。また、バス自体を景観計画の啓発や地域資源の周知に役立ててはどうか。	○バスのターミナルを新たに設置するような都市計画・交通計画レベルの検討を景観部局で直接行うのは難しいため、交通政策所管部局に意見を伝える。車内広告を活用した景観行政の普及啓発については、今後も車内広報などで活用できるか工夫・検討したい。
9		**●防災と景観基準（木素材・看板）の両立** 「路地に花やプランターを置く」「木製の外装を推奨する」ことは、大地震時の避難障害（可燃物の放置）や火災のリスクを高める懸念がある。また、看板（特に 4m 未満の小規模な突き出し看板）の定期点検やワイヤー設置など、**防災を絡めた規制・方針**が必要ではないか。	○法令の安全基準に沿った指導を両立させており、木製外装については指定された燃えにくい防火建材の使用を指導している。 ○４ｍ未満の小規模な看板は工作物としての申請対象外のため行政の直接確認は難しいが、建物の定期報告の中で所有者にメンテナンスを求めている。 ○動かせるプランター等の景観計画での指導は難しいが、建物の耐火性を高めつつ、景観に調和する植物を適切に維持管理してもらうことでバランスをとる。掲載写真は公道上にはみ出していないものを選定している。

10		**●「情報・デザインに関する表現」の曖昧さと判断プロセス** 業界の自主規制で配慮されているものはあるものの、自動販売機や電柱広告が景観上問題と感じている。	○屋外広告物景観ガイドラインの対象広告物に、自動販売機や電柱広告も含める
11		**●「情報・デザインに関する表現」の曖昧さと判断プロセス** 現行基準ではあるが、「メリハリをつけたデザイン」や「細めのフォントを用いる」といった文言は曖昧で主観的であり、専門知識のない一般の申請者には分かりづらい。何をもって良しとするかの判断プロセスが見えにくい。	○主観によって捉え方が変わる点はあるが、この表現は景観協議の場において区の担当者や景観アドバイザーが専門的視点から指導・助言をする際の「根拠」としている。一律に不許可にするのではなく、アドバイザーの助言を踏まえ、協議を通じて事業者に納得してもらえるよう誘導していく。
12	文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて	**●【質問】デジタルサイネージのサイズ制限** デジタルサイネージの「サイズ」に関する具体的な「数値的な制限」は存在するのか、それとも無制限なのか。	○ガイドラインの中に具体的な数値基準はないが、P.8の「他の屋外広告物よりも周辺への影響が大きいため、より大きさを抑え、低層部に集約して設置する」という配慮事項に沿って抑制を求める。 ○なお、数値規制自体は東京都の「屋外広告物条例」に定められている最大面積等の基準が適用され、それを守った上でさらに縮小の配慮を促す仕組みとなっている。
13		**●【質問】サイネージの「音」の規制に関する文言** 「原則として音は出さない」とあるが、「原則として」という表現が使われているのは、何か例外があるのか。	○基本は「音は出さない」前提だが、災害時の緊急放送や、地域の公共的な行事の際など、一時的に音声を出力する必要性がある例外を否定しないため、運用上柔軟性を持たせる表現としている。